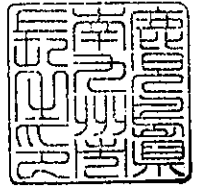


南九州市公告第18号

南九州市新庁舎建設基本構想・基本計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和3年4月20日

南九州市長 塗 木 弘 幸



1 業務目的

本業務は、南九州市の新庁舎の機能、役割、規模、事業手法等に関する考え方について整理し、広く市民の意見等を取り入れながら、本市に相応しい新庁舎の建設方針としての基本構想・基本計画を策定するため、その調査・検討等の支援を行うことを目的とする。

2 事業概要

(1) 業務名

南九州市新庁舎建設基本構想・基本計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「南九州市新庁舎建設基本構想・基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月28日まで

(4) 予算額

業務に係る費用の上限は、21,147,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 提案参加資格

本業務に係る企画提案に参加する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 南九州市において指名停止期間中の者でないこと。ただし、参加申込書提出から契約締結までの間に、南九州市から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (3) 経営状況及び経営規模において、本業務の履行に支障がない企業であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開

始の申立てがなされていない（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。

(6) 国税及び地方税に滞納がないこと。

(7) 南九州市暴力団排除条例（平成24年9月4日南九州市条例第28号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

(8) 次に掲げる条件を全て満たす者であること。

ア 本業務に必要な専門的知識及び技術を有する者であること。

イ 以下の要件を満たす者であること。

項目	内容
実績要件	① 過去10年以内（平成23年度以降）に国又は地方公共団体が発注した延床面積5,000㎡以上の庁舎の建設・改修の基本構想もしくは基本計画策定に関する業務の実績がある。 ② 過去10年以内（平成23年度以降）に国又は地方公共団体が発注した各種計画策定における市民参加のワークショップ支援の業務実績がある。
地域要件	鹿児島県内に本社または支店、営業所がある。
資格要件	1級建築士、技術士（建設部門）のいずれかの資格を有している管理技術者を配置できること。

(9) 協力者（協力企業）

総括責任者を除き、管理技術者等を協力者（協力企業）として加えることができる。

4 事務局

〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地

南九州市役所 新庁舎建設推進課 担当：池田，尾辻

電話 0993-83-2511 FAX 0993-83-4469

Eメール chousya@city.minamikyushu.lg.jp

5 事業のスケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和3年4月20日
参加表明書の提出期間	令和3年4月20日～5月7日

質問受付期間	令和３年４月２０日～４月２８日
質問回答	令和３年４月３０日
企画提案提出要請(参加資格審査通知)の通知	令和３年５月１０日
企画提案書等の提出期間	令和３年５月１１日～５月２８日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和３年６月２日（予備日 6/3）
選定結果の通知	令和３年６月９日（予定）
契約	令和３年６月中旬

※その他詳細は，「南九州市新庁舎建設基本構想・基本計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。